

介五郎

総合支援版

制度マニュアル

Ver. 8.0.0.0

令和6年度4月改正対応版
(予定入力版)



株式会社インフォ・テック

目次

1.はじめに	2
2. 令和 6 年障害福祉サービス改正の概要.....	3
2-1.サービス共通の変更.....	3
2-2.居宅介護系共通.....	15
2-3.居宅介護.....	17
2-4.重度訪問介護.....	21
2-5.同行援護.....	26
2-6.行動援護.....	28
2-7.計画相談支援・障害児相談支援.....	31

1.はじめに

本マニュアルでは、令和 6 年度の障害福祉改定の概要をまとめております。共通項目および各サービス別に分類しておりますので、関連する項目を目次よりたどってご覧ください。

- 昨年末の令和 6 年度予算の編成過程において、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で +1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率 +1.5% を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされます。
- また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のペースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされました。今回の報酬改定では、処遇改善分について 2 年分を措置し、3 年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和 8 年度予算編成過程で検討することとされました。
- これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要があります。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われます。

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - ① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - ② 医療と福祉の連携の推進
 - ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援
2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し
4. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
5. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
6. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

本マニュアルは、以下の資料を参考に作成しております。改正内容について、より詳しくお知りになりたい場合は参照下さい。

- 厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 45 回（令和 6 年 2 月 6 日）
 - 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf>
 - 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205322.pdf>
- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要・令和 6 年度の申請様式等
 - （別添 3-1）参考資料 1 制度概要・全体説明資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/001223190.pdf>

2. 令和 6 年障害福祉サービス改正の概要

改定時期について

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和 6 年 4 月 1 日施行（就労選択支援に関する改定事項については、令和 7 年 10 月 1 日施行）とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和 6 年 6 月 1 日施行とする。

2-1. サービス共通の変更

基本報酬の改定率

※具体的な単位数や要件については、各サービスの「基本報酬の変更」ページを参照願います。

昨年末の令和 6 年度予算の編成過程において、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で +1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率 +1.5% を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。

福祉・介護職員等の処遇改善【令和 6 年 6 月改定】

【介護職員処遇改善系加算対象の全サービス】

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和 6 年度末まで現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の 1 / 2 以上を月額賃金に充てることとする。
- 令和 7 年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

<改定時期について>

福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和 6 年 6 月 1 日施行とする。

加算率

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

処遇改善加算	サービス区分			
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
I	41.7%	34.3%	41.7%	38.2%
Ⅱ	40.2%	32.8%	40.2%	36.7%
Ⅲ	34.7%	27.3%	34.7%	31.2%
Ⅳ	27.3%	21.9%	27.3%	24.8%

算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅴの加算額の 1 / 2 以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その 2 / 3 以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

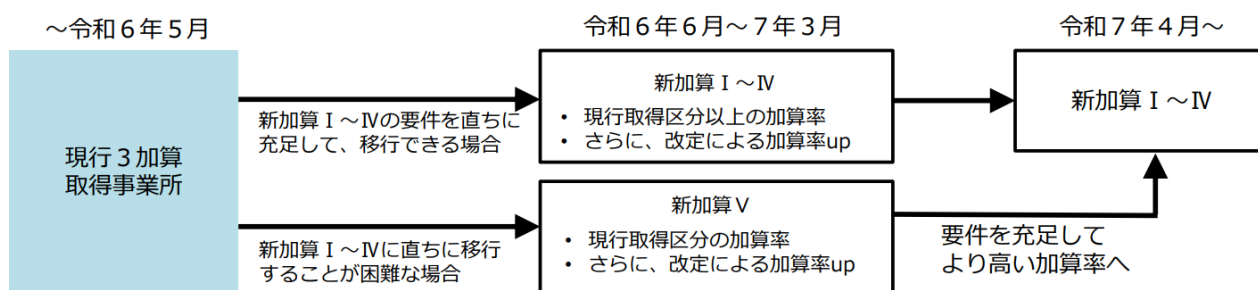
＜イメージ図＞ ※下記加算率は生活介護を例として記載。

加算率（※）	既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	I 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】		II 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度） →グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】		III 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】		IV 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

- 現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置。
- 新加算Ⅴは、令和6年5月末日時点で、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（現行3加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合を除く。）。
- 新加算Ⅴは、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする経過措置。
- 新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



※加算率は生活介護の例。

福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率及び算定要件（対応する現行3加算の区分）	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	I	II	I	II	II	II	III	I	III	III	II	III	III	III
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

＜介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴの加算率と現行加算との対応イメージ＞

(参考) 福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率 (サービス別・令和6年度中)																									
(参考) 令和6年5月までの加算率								①+② ①+⑤+⑥+⑦ ①+⑥+⑦ ②+⑥+⑦ ①+④+⑥+⑦ ②+④+⑥+⑦ ③+⑤+⑦ ②+⑤+⑦ ②+④+⑥+⑦ ②+⑤+⑦ ③+④+⑥+⑦ ①+⑦ ③+⑤+⑦ ③+⑥+⑦ ②+⑦ ③+⑤+⑦ ③+⑥+⑦ ③+⑦																	
サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算			福祉・介護職員等特定処遇改善加算		福祉・介護職員等ベースアップ等支給加算	令和6年度改定における加算率の引上げ	福祉・介護職員等処遇改善加算																	
	I	II	III	I	II			I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	4.5%	2.8%	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
面談訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.0%	5.5%	4.5%	2.8%	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.9%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9%
同行介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%	4.5%	2.8%	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
行動介護	23.9%	17.5%	9.7%	7.0%	5.5%	4.5%	2.8%	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12.5%

意思決定支援の推進

【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス

相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討

相談支援事業者
サービス事業者

アセスメント

意思決定に困難を抱える者の意思及び選好、判断能力等の把握

計画原案作成

サービス担当者会議
個別支援会議

利用者本人の参加
(原則)

計画作成

計画の実施
(サービスの提供)

モニタリング※

※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

障害者虐待防止の推進

【全サービス】

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 指定基準の解釈通知において、
 - ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
 - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

単位数	
虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算（新設）
算定要件等	
次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	

身体的拘束等の適正化の推進

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

- ①施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
- ②訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

単位数			
	現行		改定後
身体拘束廃止未実施減算	基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	⇒	（施設・居住系サービス）※1 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。 （訪問・通所系サービス）※2 基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

個別支援計画の共有

【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

人員基準における両立支援への配慮等

【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も 1（常勤）と扱うことを認める。

障害福祉現場の業務効率化等を図るための ICT の活用等

【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
 - ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
 - ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。
- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和 5 年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の 3 % を減算（新設）
	所定単位数の 1 % を減算（新設）
＜所定単位数の 3 % 減算対象サービス＞ 療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設） ＜所定単位数の 1 % 減算対象サービス＞ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）	
算定要件等	
以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和 7 年 3 月 31 日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着 16 支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。※就労選択支援については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。	

情報公表未報告の事業所への対応

【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

<① 情報未報告減算>

単位数	
情報公表未報告減算	所定単位数の 10%を減算（新設）
	所定単位数の 5%を減算（新設）
<所定単位数の 10%減算対象サービス> 療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設） <所定単位数の 5%減算対象サービス> 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）	
算定要件等	
障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。	

<② 都道府県による確認>

要件等
都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第 76 条の 3 の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。（新設）

地域区分の見直し

【全サービス】

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

（※1）

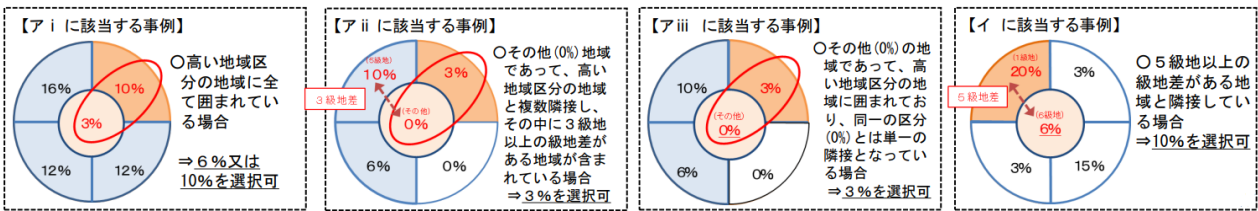
ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。

- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
- ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

（※2）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。



地域区分一覧は次ページを参照ください。

＜令和 6 年度から令和 8 年度までの地域区分一覧（障害者サービス）＞

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

13

＜令和 6 年度から令和 8 年度までの地域区分一覧（障害児サービス）＞

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

[illegible]

2-2.居宅介護系共通

地域生活支援拠点等の機能の充実

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】

地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。

緊急時対応加算 ※居宅介護の例		
現行		改定後
地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に 1 回につき 50 単位を加算する。	⇒	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に 1 回につき 50 単位を加算する。

訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

①居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。

②重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

単位数 ※カッコ内は通院等（乗降）介助あり				
		現行		改定後
居宅介護利用者	障害支援区分 1	3,040 単位 (6,280 単位)	⇒	3,100 単位 (6,410 単位)
	障害支援区分 2	3,930 単位 (7,130 単位)	⇒	4,010 単位 (7,270 単位)
	障害支援区分 3	5,770 単位 (9,010 単位)	⇒	5,890 単位 (9,190 単位)
	障害支援区分 4	10,850 単位 (14,040 単位)	⇒	11,070 単位 (14,320 単位)
	障害支援区分 5	17,380 単位 (20,570 単位)	⇒	17,730 単位 (20,980 単位)
	障害支援区分 6	25,000 単位 (28,230 単位)	⇒	25,500 単位 (28,800 単位)
	障害児	9,750 単位 (13,010 単位)	⇒	9,950 単位 (13,270 単位)
	介護保険対象者 障害支援区分 5 (新設)			1,100 単位
	介護保険対象者 障害支援区分 6 (新設)			1,810 単位

重度訪問介護利用者	障害支援区分 4	28,430 単位	⇒	28,940 単位
	障害支援区分 5	35,630 単位	⇒	36,270 単位
	障害支援区分 6	50,800 単位	⇒	62,050 単位
	介護保険対象支者（旧）	17,340 単位	⇒	下記 3 区分に細分化
	介護保険対象者 障害支援区分 4（新設）			14,620 単位
	介護保険対象者 障害支援区分 5（新設）			15,290 単位
	介護保険対象者 障害支援区分 6（新設）			22,910 単位

2-3.居宅介護

基本報酬の変更

※共生型サービスも同様。

＜居宅における身体介護が中心である場合＞

単位数 ※以下の単位数はすべて 1 回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	255 単位	⇒	256 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	402 単位	⇒	404 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位	⇒	587 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	666 単位	⇒	669 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	750 単位	⇒	754 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	833 単位	⇒	837 単位
所要時間 3 時間以上の場合	916 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	⇒	921 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

＜通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合＞

単位数 ※以下の単位数はすべて 1 回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	255 単位	⇒	256 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	402 単位	⇒	404 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位	⇒	587 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	666 単位	⇒	669 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	750 単位	⇒	754 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	833 単位	⇒	837 単位
所要時間 3 時間以上の場合	916 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	⇒	921 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数

<家事援助が中心である場合>

単位数 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	105 単位	⇒	106 単位
所要時間 30 分以上 45 分未満の場合	152 単位	⇒	153 単位
所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合	196 単位	⇒	197 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満の場合	238 単位	⇒	239 単位
所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位	⇒	275 単位
所要時間 1 時間 30 分以上の場合	309 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数	⇒	311 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数

<通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合>

単位数 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	105 単位	⇒	106 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	196 単位	⇒	197 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	274 単位	⇒	275 単位
所要時間 1 時間 30 分以上の場合	343 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数	⇒	345 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 69 単位を加算した単位数

居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

単位数		
特定事業所加算（Ⅰ）	下記①～③のすべてに適合	所定単位数の 20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	下記①及び②に適合	所定単位数の 10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	下記①及び③に適合	所定単位数の 10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	下記①及び④に適合	所定単位数の 5%を加算
算定要件等		
現行		改定後
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）		①（略）
②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30% 以上等）		②（略）
③重度障害者への対応（区分 5 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 30%以上）	⇒	③重度障害者への対応（区分 5 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者 並びに重症心身障害児及び医療的ケア児 の占める割合が 30%以上）
④中重度障害者への対応（区分 4 以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50%以上）		④中重度障害者への対応（区分 4 以上である者、喀痰吸引等を必要とする者 並びに重症心身障害児及び医療的ケア児 の占める割合が 50%以上）
		※令和 6 年 3 月 31 日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3 年間の経過措置を設ける。

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

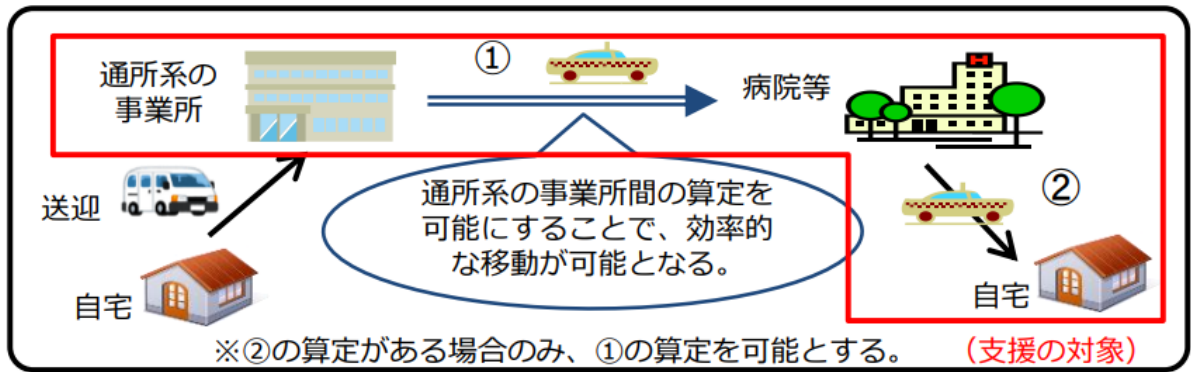
居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

※あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数 30%減算する」措置も廃止。

通院等介助等の対象要件の見直し

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

【見直し後】



算定要件等		
現行		改定後
病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。	⇒	病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。 <u>なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。</u>

2-4.重度訪問介護

基本報酬の変更

※共生型サービスも同様。

＜病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合＞

単位数 ※以下の単位数はすべて 1 回あたり			
	現行		改定後
所要時間 1 時間未満の場合	185 単位	⇒	186 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	275 単位	⇒	277 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	367 単位	⇒	369 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	458 単位	⇒	461 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	550 単位	⇒	553 単位
所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	640 単位	⇒	644 単位
所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	732 単位	⇒	736 単位
所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	817 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごと 85 単位を加算した単位数	⇒	821 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,497 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⇒	1,505 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,172 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⇒	2,184 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,818 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごと 86 単位を加算した単位数	⇒	2,834 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,500 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⇒	3,520 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

＜病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合＞

単位数 ※以下の単位数はすべて 1 回あたり			
	現行		改定後
所要時間 1 時間未満の場合	185 単位	⇒	186 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	275 単位	⇒	277 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	367 単位	⇒	369 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	458 単位	⇒	461 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	550 単位	⇒	553 単位
所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	640 単位	⇒	644 単位
所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	732 単位	⇒	736 単位
所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	817 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⇒	821 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合	1,497 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	⇒	1,505 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合	2,172 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⇒	2,184 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合	2,818 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	⇒	2,834 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合	3,500 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	⇒	3,520 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

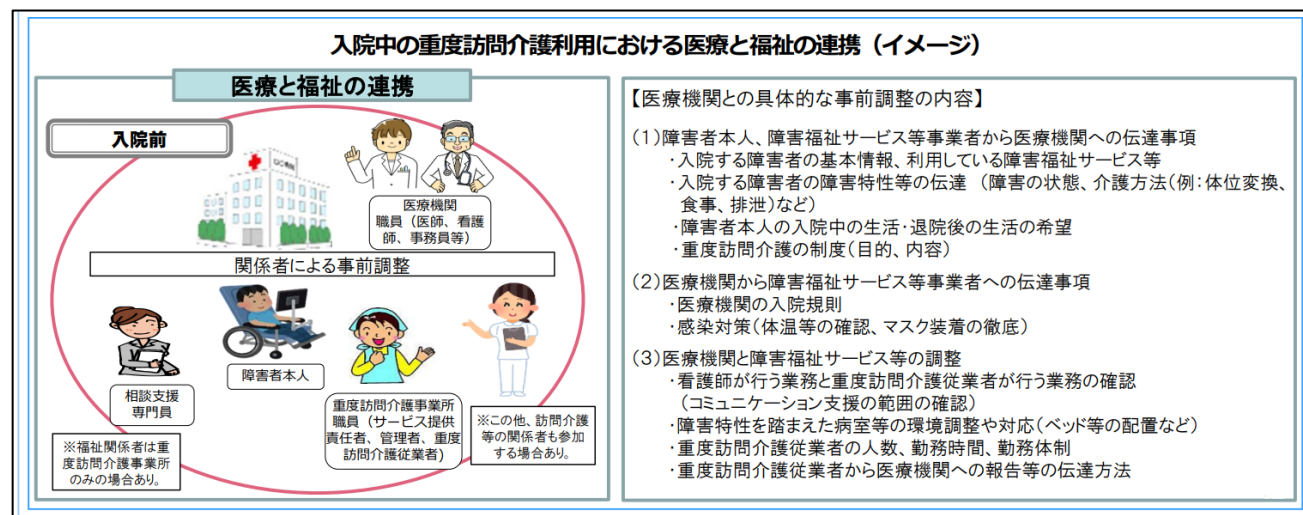
入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分 6 の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分 4 及び 5 の利用者も対象とする。

算定要件等		
現行		改定後
<u>区分 6</u>に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90 日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。	⇒	<u>区分 4 以上</u>に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、（中略）所定単位数を算定する。

入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

単位数	
入院時支援連携加算	300 単位／回（新設）
算定要件等	
病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算する。	



熟練従業者による同行支援の見直し

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

算定要件等		
現行		改定後
• 障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。	⇒	• 障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。 • <u>指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</u>

2-5.同行援護

基本報酬の変更

単位数 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	190 単位	⇒	191 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	300 単位	⇒	302 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	433 単位	⇒	436 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	498 単位	⇒	501 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	563 単位	⇒	566 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	628 単位	⇒	632 単位
所要時間 3 時間以上の場合	693 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 65 単位を加算した単位数	⇒	697 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 66 単位を加算した単位数

同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

単位数		
特定事業所加算（Ⅰ）	下記①～③のすべてに適合	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	下記①及び②に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	下記①及び③に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	下記①及び④に適合	所定単位数の5%を加算
算定要件等		
現行		改定後
①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等） ②良質な人材の確保 ・介護福祉士の割合30%以上 ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上 ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上 ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上 ③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上） ④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）	⇒	①（略） ②良質な人材の確保 ・介護福祉士の割合30%以上 ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上 ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供40%以上 ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等30%以上 ・ <u>盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者20%以上</u> ③（略） ④（略）

2-6.行動援護

基本報酬の変更

行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行う。

単位数 ※以下の単位数はすべて1回あたり			
	現行		改定後
所要時間 30 分未満の場合	258 単位	⇒	288 単位
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	407 単位	⇒	437 単位
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	592 単位	⇒	619 単位
所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	741 単位	⇒	762 単位
所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	891 単位	⇒	905 単位
所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,040 単位	⇒	1,047 単位
所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,191 単位	⇒	1,191 単位
所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,340 単位	⇒	1,334 単位
所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,491 単位	⇒	1,479 単位
所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,641 単位	⇒	1,623 単位
所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,791 単位	⇒	1,764 単位
所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,940 単位	⇒	1,904 単位
所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,091 単位	⇒	2,046 単位
所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,240 単位	⇒	2,192 単位
所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,391 単位	⇒	2,340 単位
所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,540 単位	⇒	2,485 単位

行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術が必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

単位数		
特定事業所加算（Ⅰ）	下記①～③のすべてに適合	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	下記①及び②に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	下記①及び③に適合	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	下記①及び④に適合	所定単位数の5%を加算
算定要件等		
現行		改定後
①サービス提供体制の整備 ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等		①サービス提供体制の整備 ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等 ・ <u>サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。</u> ※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。
②良質な人材の確保 ・介護福祉士の割合30%以上 ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上 ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上	⇒	②良質な人材の確保 ・介護福祉士の割合30%以上 ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合50%以上 ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供40%以上 ・ <u>サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材養成研修を修了した者</u>
③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）		③重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上） ④（略）

④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）		
--	--	--

行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

2-7.計画相談支援・障害児相談支援

基本報酬の変更

- 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

<計画相談支援>

単位数 ※以下の単位数はすべて1月あたり				
		現行		改定後
サービス利用支援費	機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	1,864 単位	⇒	2,014 単位
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	1,764 単位	⇒	1,914 単位
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1,672 単位	⇒	1,822 単位
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	1,622 単位	⇒	1,672 単位
	サービス利用支援費(Ⅰ)	1,522 単位	⇒	1,572 単位
	サービス利用支援費(Ⅱ)	732 単位	⇒	732 単位 (変更なし)
継続サービス利用支援費	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,613 単位	⇒	1,761 単位
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1,513 単位	⇒	1,661 単位
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1,410 単位	⇒	1,558 単位
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1,360 単位	⇒	1,408 単位
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,260 単位	⇒	1,308 単位
	継続サービス利用支援費(Ⅱ)	606 単位	⇒	606 単位 (変更なし)

<障害児相談支援>

単位数 ※以下の単位数はすべて1月あたり				
		現行		改定後
障害児支援利用 援助費	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,027 単位	⇒	2,201 単位
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,927 単位	⇒	2,101 単位
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,842 単位	⇒	2,016 単位
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,792 単位	⇒	1,866 単位
	障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,692 単位	⇒	1,766 単位
	障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815 単位	⇒	815 単位 (変更なし)
継続障害児支援 利用援助費	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,724 単位	⇒	1,896 単位
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,624 単位	⇒	1,796 単位
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,527 単位	⇒	1,699 単位
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,476 単位	⇒	1,548 単位
	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,376 単位	⇒	1,448 単位
	継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662 単位	⇒	662 単位 (変更なし)
算定要件等				
(機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ))を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加) ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。 ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。 ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件) ※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業員の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。 ※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。 ※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。 ・上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。 ・上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事				

態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

地域生活支援拠点等の機能の充実

【計画相談支援・障害児相談支援】

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。

単位数	
地域生活支援拠点等機能強化加算	500 単位／月（新設）
算定要件等	
以下のいずれかに該当する場合に加算する。 - 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合 - 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合 ※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計 100 回までとする。	
拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価 ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合  【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位／月 - 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合。 当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。 * コーディネーター1人当たり100回／月までの算定とする。 【拠点コーディネーターの役割（例）】 - 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の地域における連携体制の構築・整備に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等 * 相談支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。 * 本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。 ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合  - 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合に、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。 （*）拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。	

高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

【計画相談支援・障害児相談支援】

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

単位数	
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／日（新設）
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／日（新設）
算定要件等	
＜高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）＞ 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。 ＜高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）＞ 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。 ※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。	

質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

【計画相談支援・障害児相談支援】

- ① 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。
- ② 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

<①主任相談支援専門員配置加算>

単位数				
現行			改定後	
主任相談支援専門員配置加算	100 単位／月	⇒	主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300 単位／月
			主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100 単位／月
算定要件等				
現行			改定後	
主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。		⇒	<u>加算（Ⅰ）</u> <u>地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。</u>	
			<u>加算（Ⅱ）</u> 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。	

＜②地域体制強化共同支援加算＞

単位数			
	現行		改定後
地域体制強化共同支援加算	2000 単位／月	⇒	変更なし
算定要件等			
現行			改定後
運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	⇒	運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること <u>又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u> <u>※令和 9 月 31 日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。</u>	

適切な相談支援の実施

【計画相談支援・障害児相談支援】

- ・市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- ・モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。
 - 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
 - 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
 - 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

医療等の多機関連携のための加算の見直し

【計画相談支援・障害児相談支援】

- ・医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- ・上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

<医療・保育・教育機関等連携加算の拡充>

単位数				
	現行		改定後	
医療・保育・教育機関等連携 加算	100 単位／月	⇒	要件①－Ⅱ、②の場合	300 単位／月
			要件①－Ⅰの場合	200 単位／月
			要件③の場合	150 単位／月
算定要件等				
指定（ <u>継続</u> ）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算				
① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合 Ⅰ 指定サービス利用支援 <u>Ⅱ 指定継続サービス利用支援</u>				
<u>② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</u>				
<u>③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）</u>				

<集中支援加算の拡充>

単位数				
	現行		改定後	
集中支援加算	300 単位／月	⇒	要件①～④のいずれかの場合	300 単位／月
			要件⑤の場合	150 単位／月
算定要件等				
指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算				
① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（ <u>テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。</u> ）				
②・③（略）				
④ <u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職 68 員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</u>				
⑤ <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）</u>				

<入院時情報連携加算の拡充>

単位数			
	現行		改定後
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200 単位／月	⇒	300 単位／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100 単位／月		150 単位／月

<退院・退所加算の拡充>

単位数			
	現行		改定後
退院・退所加算	200 単位／月	⇒	300 単位／月

＜居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充＞

単位数				
		現行		改定後
(計画相談) 居宅介護支援事業所等連携加算	要件①②のいずれかの場合	300 単位／月	⇒	300 単位／月
	要件③の場合	100 単位／月		150 単位／月
(障害児相談) 保育・教育等移行支援加算	要件①②のいずれかの場合	300 単位／月	⇒	300 単位／月
	要件③の場合	100 単位／月		150 単位／月
算定要件等				
現行				改定後
介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算		⇒		介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算
①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合				①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)
②(略)				②(略)
③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合				③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合(単位数の変更のみ)

医療との連携のための仕組み

【計画相談支援・障害児相談支援】

支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

高い専門性が求められる者の支援体制

【計画相談支援・障害児相談支援】

要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

<要医療児者支援体制加算の見直し>

単位数				
現行			改定後	
要医療児者支援体制加算	35 単位／月	⇒	要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
			要医療児者支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
算定要件等				
現行			改定後	
<要医療児者支援体制加算> 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。		⇒	<u><要医療児者支援体制加算（Ⅰ）></u> 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、 <u>かつ、当該相談支援専門員 70 により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</u> <u><要医療児者支援体制加算（Ⅱ）></u> 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。	

<行動障害支援体制加算の見直し>

単位数				
現行			改定後	
行動障害支援体制加算	35 単位／月	⇒	行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60 単位／月
			行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30 単位／月
算定要件等				
現行			改定後	
<行動障害支援体制加算> 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。		⇒	<u><行動障害支援体制加算（Ⅰ）></u> 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、 <u>かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項</u>	

		<u>目等の合計点数が 10 点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</u> ＜行動障害支援体制加算（Ⅱ）＞ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。
--	--	--

＜精神障害者支援体制加算の見直し＞

単位数			
現行			改定後
精神障害者支援体制加算	35 単位／月	⇒	精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／月 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／月
算定要件等			
現行			改定後
＜精神障害者支援体制加算＞ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。		⇒	<u>＜精神障害者支援体制加算（Ⅰ）＞</u> <u>以下のいずれも満たす場合に加算する。</u> ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。 ・ <u>利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。</u> ＜精神障害者支援体制加算（Ⅱ）＞ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

相談支援に従事する人材の確保

【計画相談支援・障害児相談支援】

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

ICT の活用等

【計画相談支援・障害児相談支援】

以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月 1 回は対面による訪問を要件とする）

- ・初回加算（契約日から 3 月を経過する日以降に、月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
- ・集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月 2 回以上居宅訪問した場合）
- ・居宅介護支援事業所等連携加算（月 2 回以上居宅訪問した場合）
- ・保育・教育等移行支援加算（月 2 回以上居宅訪問した場合）

<初回加算の場合>

※集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

算定要件等		
現行		改定後
・新規にサービス等利用計画を作成する場合 ※月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。	⇒	・新規にサービス等利用計画を作成する場合 ※月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合 <u>（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に 1 回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）</u> は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

離島や過疎地などにおける取扱い

【計画相談支援・障害児相談支援】

離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。

- ・居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。
- ・居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等の間に一定の距離がある場合は更に評価する。
- ・従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から 30 分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
- ・機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

＜特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用＞（新設）

要件等	
指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。	
一	当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
二	当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

＜遠隔地訪問加算＞

単位数	
遠隔地訪問加算	300 単位／回（新設）
算定要件等	
特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。	
・初回加算（契約日から 3 月を経過する日以降に、月 2 回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。） ・入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。） ・退院・退所加算 ・居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）	

- ・ 保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・ 集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

【障害児相談支援】

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

就労選択支援事業所との連携・役割分担

指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。



発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<http://www.info-tec.ne.jp/>